

国不参第43号
令和3年7月1日

一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局参事官
(公印省略)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第56条第1項に規定する
専任の管理業務主任者の常勤性について

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。）第56条第1項に規定する専任の管理業務主任者の常勤性については、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条に規定する重要事項の説明等について」（平成14年2月28日付け国総動第309号国土交通省総合政策局不動産課長通達。以下「施行通達」という。）第三によりその運用が図られているところである。

今般、政府全体として見直しを行っている常駐規制の緩和や、社会におけるテレワークの定着等を踏まえ、下記のとおり、施行通達の一部を改正するので、貴団体におかれては、貴団体加盟の事業者に対する周知・徹底を図られたい。

記

1 施行通達の一部改正について

施行通達を次のように改正する。

記第三1中「勤務することをいう。」の下に「ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で、マンション管理業者の事務所以外において通常の勤務時間を勤務する場合を含む。」を加える。